

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 施設の名称

周南市徳山駅前賑わい交流施設及び周南市立徳山駅前図書館

2 指定管理者となる団体の名称

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

所在地 大阪府枚方市岡東町12番2号

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで